

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成18年8月25日

【事業年度】 第64期(自平成17年6月1日至平成18年5月31日)

【会社名】 機動建設工業株式会社

【英訳名】 KIDOH CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 桐野 誠 和

【本店の所在の場所】 大阪市福島区福島4丁目6番31号

【電話番号】 大阪(6458)5461(大代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役統轄本部長 川上 耕 司

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区福島4丁目6番31号

【電話番号】 大阪(6458)5461(大代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役統轄本部長 川上 耕 司

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年8月21日付をもって提出した第64期(自平成17年6月1日至平成18年5月31日)有価証券報告書の記載事項に一部誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7) ストックオプション制度の内容

2 自己株式の取得等の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結キャッシュ・フロー計算書

営業活動によるキャッシュ・フロー

注記事項(有価証券関係)

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(7) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

新株予約権方式によるストックオプション制度

当制度は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問に対して無償で新株予約権を発行することを平成17年8月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次の通りであります。

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年8月26日 |
| 付与対象者 | 当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |

(注) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を統制し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、株式分割および時価を下回る価格で新株を発行するとき(時価発行として行なう公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権方式によるストックオプション制度

当制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して、無償で新株予約権を発行することを平成18年8月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。

当該制度の内容は、次の通りであります。

| | |
|-------------------|---|
| 決議年月日 | 平成18年8月18日 |
| 付与対象者 | 当社取締役および当社執行役員 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 400,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年8月19日～ 平成28年8月18日 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社の関連会社の取締役・監査役・執行役員の内何れかの地位を保有していること。或いは当社と顧問契約を締結している場合に限る。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

(注) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる前日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(訂正後)

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

新株予約権方式によるストックオプション制度

当制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問に対して無償で新株予約権を発行することを平成17年8月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次の通りであります。

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年8月26日 |
| 付与対象者 | 当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および顧問 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |

(注) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を統制し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、株式分割および時価を下回る価格で新株を発行するとき(時価発行として行なう公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権方式によるストックオプション制度

当制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して、無償で新株予約権を発行することを平成18年8月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。

当該制度の内容は、次の通りであります。

| | |
|-------------------|--|
| 決議年月日 | 平成18年8月18日 |
| 付与対象者 | 当社取締役および当社執行役員 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 400,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年8月19日～ 平成28年8月18日 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社の関連会社の取締役・監査役・執行役員の何れかの地位を保有していること。或いは当社と顧問契約を締結している場合に限る。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当なし。 |

(注) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる前日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

(訂正前)

【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

(1) 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2) 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

(1) 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

(2) 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

(訂正後)

【株式の種類等】 旧商法第211条第6項による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 995 | 568 |
| 当期間における取得自己株式 | — | — |

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他(市場で売却) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 995 | — | 995 | — |

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | — | — |
| 当期間における取得自己株式 | 934 | 287 |

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他(市場で売却) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | — | — | 934 | — |

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

営業活動によるキャッシュ・フロー

(訂正前)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日) | 当連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日) |
|-------------------|----------|---|---|
| | | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 458,393 | 586,552 |
| 減価償却費 | | 287,145 | 201,891 |
| 減損損失 | | | 267,328 |
| 新株予約権発行費償却 | | | 101,029 |
| 有形固定資産除却損 | | 10,552 | 3,461 |
| 入会金等評価損 | | 2,515 | 1,200 |
| 固定資産売却益 | | 526,504 | 326,517 |
| 投資有価証券売却益 | | 48,005 | 330,604 |
| 持分法による投資利益()・損失 | | 3,993 | 16,444 |
| 貸倒引当金の増加・減少()額 | | 43,426 | 392 |
| 工事損失引当金の増加・減少()額 | | | 30,100 |
| 退職給付引当金の増加・減少()額 | | 5,077 | 18,331 |
| 受取利息及び受取配当金 | | 8,463 | 4,554 |
| 支払利息及び社債利息 | | 172,057 | 125,226 |
| 売上債権の増加()・減少額 | | 1,996,042 | 7,167 |
| たな卸資産の増加()・減少額 | | 106,093 | 281,920 |
| 仕入債務の増加・減少()額 | | 1,965,671 | 293,480 |
| 未成工事受入金の増加・減少()額 | | 116,364 | 69,237 |
| 未払消費税等の増加・減少()額 | | 36,444 | 136,942 |
| その他 | | 103,921 | 10,103 |
| 小計 | | 793,382 | 577,288 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 8,476 | 4,545 |
| 利息の支払額 | | 166,372 | 115,257 |
| 差入保証金の支払額 | | | 138,559 |
| 法人税等の支払額 | | 30,555 | 199,330 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 604,932 | 128,686 |

(訂正後)

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日) | 当連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日) |
|-------------------|----------|---|---|
| | | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 458,393 | 586,552 |
| 減価償却費 | | 287,145 | 201,891 |
| 減損損失 | | | 267,328 |
| 新株予約権発行費償却 | | | 101,029 |
| 有形固定資産除却損 | | 10,552 | 3,461 |
| 入会金等評価損 | | 2,515 | 1,200 |
| 固定資産売却益 | | 526,504 | 326,517 |
| 投資有価証券売却益 | | 48,005 | <u>322,616</u> |
| 持分法による投資利益()・損失 | | 3,993 | 16,444 |
| 貸倒引当金の増加・減少()額 | | 43,426 | 392 |
| 工事損失引当金の増加・減少()額 | | | 30,100 |
| 退職給付引当金の増加・減少()額 | | 5,077 | 18,331 |
| 受取利息及び受取配当金 | | 8,463 | 4,554 |
| 支払利息及び社債利息 | | 172,057 | 125,226 |
| 売上債権の増加()・減少額 | | 1,996,042 | 7,167 |
| たな卸資産の増加()・減少額 | | 106,093 | 281,920 |
| 仕入債務の増加・減少()額 | | 1,965,671 | 293,480 |
| 未成工事受入金の増加・減少()額 | | 116,364 | 69,237 |
| 未払消費税等の増加・減少()額 | | 36,444 | 136,942 |
| その他 | | 103,921 | <u>2,116</u> |
| 小計 | | 793,382 | 577,288 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 8,476 | 4,545 |
| 利息の支払額 | | 166,372 | 115,257 |
| 差入保証金の支払額 | | | 138,559 |
| 法人税等の支払額 | | 30,555 | 199,330 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 604,932 | 128,686 |

注記事項

(有価証券関係)

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(訂正前)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日) | 当連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日) |
|------------|--|--|
| 売却額(千円) | 172,740 | 427,759 |
| 売却益の合計(千円) | 49,421 | <u>330,604</u> |
| 売却損の合計(千円) | 1,415 | <u>7,987</u> |

(訂正後)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日) | 当連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日) |
|------------|--|--|
| 売却額(千円) | 172,740 | 427,759 |
| 売却益の合計(千円) | 49,421 | <u>325,007</u> |
| 売却損の合計(千円) | 1,415 | <u>2,390</u> |